平成２７年（再ロ）第５１号

大阪府枚方市香里ケ丘７丁目19番地の１（206）

再生債務者　本庄　　透

1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月16日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月19日から平成28年３月４日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第７号

熊本県宇土市新松原町51番地６

再生債務者　岩村　千穂

1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月16日まで

4　一般異議申述期間　平成28年３月１日から平成28年３月８日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第４号

青森県弘前市大字高崎２丁目４番地10

再生債務者　山田　貴文

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年１月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年２月10日まで

平成28年１月20日　青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（再ロ）第３号

鹿児島県霧島市牧園町三体堂1579番地８

再生債務者　田平　玲子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年１月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年２月17日まで

平成28年１月20日

鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１０００４号

長崎県長崎市西出津町134番地

再生債務者　中尾　真吾

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月19日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第５号

埼玉県川越市南大塚６丁目31番地22

再生債務者　瀬川　和成

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月19日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再ロ）第５号

大津市木下町６番44号

再生債務者　澤　　雅史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月19日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再ロ）第５号

和歌山県紀の川市北長田338番地

再生債務者　田中　啓吾

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月19日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（再ロ）第８号

高知市山ノ端町221番地３

再生債務者　井上　健司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月19日

高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第４号

滋賀県草津市野路東３丁目７番19号

再生債務者　北川　和哉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月20日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再ロ）第１号

秋田県由利本荘市石脇字田尻野４番地110

再生債務者　鈴木　　旭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月20日

秋田地方裁判所本荘支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年三月十八日であり、各承認機関による決議は平成二十八年一月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年一月二十八日

東京都大田区中央四丁目一一番八号

（甲）合資会社太田屋木村商店

代表社員　木村　洋

東京都立川市柴崎町三丁目五番三号

（乙）有限会社ペグノ

代表取締役　木村　洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十三日

掲載頁　七十七頁（号外第一三九号）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月20日

大津地方裁判所民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年三月十八日であり、各承認機関による決議は平成二十八年一月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年一月二十八日

東京都大田区中央四丁目一一番八号

（甲）合資会社太田屋木村商店

代表社員　木村　洋

東京都立川市柴崎町三丁目五番三号

（乙）有限会社ペグノ

代表取締役　木村　洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十三日

掲載頁　七十七頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十二月十六日

掲載頁　五十八頁（号外第二八二号）

平成二十八年一月二十八日

東京都千代田区有楽町一丁目一二番一号

（甲）株式会社ＩＨＩビジネスサポート

代表取締役　青木　伸男

長野県松本市南原一丁目三番一〇号

（乙）株式会社ＩＨＩシバウラテック

代表取締役　青木　伸男

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、両法人の理事会及び評議員会の承認決議は甲は平成二十七年十二月二日に、乙は平成二十七年十二月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月二十八日

広島県三原市小泉町一〇四四番地

（甲）社会福祉法人広島聖光学園

理事長　吉田　良樹

広島県三原市宮浦一丁目一六番二九号

（乙）社会福祉法人みのり会

理事長　尾野　惠子

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社函館アポロ商会（乙、住所北海道函館市梁川町一五番一八号）の家庭用燃料販売事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年一月二十五日

掲載頁　一一五頁（号外第十五号）

平成二十八年一月二十八日

北海道函館市梁川町一五番一八号

株式会社アポロ

代表取締役　青田　　基